

御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務（以下、「本業務」という）を委託するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

本業務は、地域の交流活性化に加え、町外からも人々が訪れる魅力的な空間づくりを通じ、シビックプライドの醸成や子育て世代の移住・定住へつなげる空間開発を目指した「基本構想・基本計画」を策定し、「御代田駅」周辺まちづくりの方向性・内容を明らかにする。さらに、駅周辺の整備・管理運営において、民間活力を活用した公民連携事業の検討を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務対象区域

御代田駅を中心とした本業務の目的達成に必要と考える範囲

(3) 成果物

	書類名	部数	備考
①	基本構想	10 部	
②	基本計画	10 部	
③	本業務に係る報告書	5 部	
④	電子データ（CD-R）		上記一式及び①②の概要版を編集可能なファイル形式及び PDF 形式で格納してください

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで（債務負担行為による 2 か年契約）

(5) 提案上限額

26,180 千円（消費税および地方消費税を含む）（年割額）

令和 8 年度分 9,680 千円

令和 9 年度分 16,500 千円

※見積金額が提案上限額を超過した場合は失格とする。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結日までの間において、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (7) 過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年7月31日まで）に他自治体において、下記のアからエに記載する同種・類似業務のうち、いずれか一つ以上の業務について、元請け（委託業務を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を構成する事業者（以下「構成員」という。）として参加した実績も可）として受注した実績を有していること。なお、同種・類似業務に該当するかの判断は本町において行う。
 - ア 駅及びその周辺の整備に関する基本計画策定業務
 - イ バスターミナル、道の駅などの交通結節点整備に係る基本計画策定業務
 - ウ 中心市街地や拠点エリアにおける、広場・公園等の空間デザインを伴う基本計画策定業務
 - エ 官民連携（PPP/PFI）を見据えた拠点施設の基本計画策定業務
- (8) コンソーシアムを結成しプロポーザルに参加する場合、次の要件を全て満たすこと。
 - ア 構成員のうち、1者が代表事業者として届け出ることとし、本プロポーザルの参加申込以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - イ 代表事業者は、法人格を有している者であること。
 - ウ 構成員のいずれもが参加資格を有すること（ただし、上記（7）については、代表事業者が参加資格を有していれば足りる。）

エ 構成員は、単体の事業者として参加しないこと。また、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

オ 構成員として、本事業の想定区域内における地権者や管理組合、第3セクター等の参加は認めない。

カ 構成員は、コンソーシアム協定書を締結すること（協定書の写しを契約締結時に提出すること）。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 公告開始日	令和8年8月3日（月）
(2) 質問書の受付期間	令和8年8月3日（月）から 令和8年8月26日（水）まで
(3) 質問に対する回答期限	令和8年8月28日（金）
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年8月31日（月）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年9月4日（金）
(6) 一次審査（書類審査）	令和8年9月8日（火）
(7) 一次審査結果通知	令和8年9月11日（金）
(8) 二次審査 （プレゼンテーション審査）	令和8年9月17日（木）
(9) 二次審査結果通知	令和8年9月中下旬
(10) 契約締結	令和8年9月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5 公告

(1) 公告開始日

令和8年8月3日（月）

(2) 公告方法

町ホームページへの掲載

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月26日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、「13 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務委託に関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和8年8月28日（金）までとする。

7 参加申込

「3 参加資格」を満たし、参加を希望する者は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加表明書	様式2-1 又は 様式2-2	
②会社概要書	様式4	会社概要を補足する資料も添付すること（会社パンフレット等）。

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

(2) 注意事項

コンソーシアムで参加する場合、②及び補足資料については、全ての構成員が提出すること。

(3) 提出方法

ア 「13 書類提出及び連絡先」宛に、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出部数

①、② 各1部

(5) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時まで（必着）

8 企画提案書等の受付

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①企画提案書	様式 3	
②業務実績書	様式 5	過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日以降）において 3 参加資格要件（7）に記載のある実績を記載すること。現在履行中の業務も記載すること。
③業務体制調書	任意様式	
④担当者経歴書	様式 6	
⑤見積書	任意様式	

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

(2) 注意事項

ア 企画提案書は 1 社（コンソーシアムの場合は 1 グループ） 1 案とする。

「1 1. 評価項目」の各項目内容について、具体的な提案内容を表現すること。なお、体裁は以下のとおりとする。

1. A 4 版両面印刷とし、表紙を除き 1 5 枚（3 0 ページ）以内とする。
2. 表紙を除きページ下部にページ番号を振ること。
3. 文字の大きさは 1 1 ポイント以上を目安に作成すること。
4. A 3 版の資料は、片面で印刷し、A 4 サイズにゼット折とする。

イ コンソーシアムで参加する場合、構成員についても提出書類②、③及び④を全て作成すること。なお、③については本事業で請け負う担当業務の業務体制について記載すること。

(3) 提出方法

ア 「1 3 書類提出及び連絡先」宛に、郵送又は持参により提出すること。

イ 郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出部数

書類名	部数	備考
正本 （上記提出書類①～⑤）	1 部	社名等を表記すること。
副本 （上記提出書類①～⑤）	8 部	社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。
C D - R または D V D - R	1 部	上記提出書類①～⑤をデータにより提出すること。ただし、各種保存データは社名等の提案事業者が特定できる記載を全て

		削除すること。
--	--	---------

(5) 提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）

9 一次審査（書類審査）

(1) 審査の手順

ア 全ての提出書類の内容について総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

イ 企画提案者が4者以上となった場合は、原則として得点の上位3者以内かつ最低基準点（満点の6割）以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が1者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

(2) 審査結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和8年9月11日（金）までに電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査の手順

ア 一次審査を通過した企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、二次審査を行う。二次審査の得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会により優先交渉権者を決定するものとする。

イ 参加する企画提案者が1者の場合でも、最低基準点（二次審査の満点の6割）以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

(2) 日時・会場

令和8年9月17日（木） 御代田町役場 庁議室 （予定）

※詳細な時間等は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。

(3) 実施時間

発表時間：40分程度（プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容と同様のものと

し非公開とする。

(4) 内容

企画提案書の説明（配点表の内容に留意すること）

(5) その他

ア 本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。

イ プレゼンテーションへの参加人数は4名までとする。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

エ 電源、スクリーン及びプロジェクターは本町で準備するが、パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は企画提案者で準備すること。

(6) 審査結果

審査結果については、令和8年9月中旬から下旬までに町ホームページにて公表する。併せて二次審査（プレゼンテーション審査）に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(7) 留意事項

ア 優先交渉権者がいずれも何らかの事由により契約に至らない場合、総評価点の高い企画提案者の順により、契約に向けた協議を行う。

イ 審査結果（優先交渉権者名、点数及び参加者数）は公表する。

ウ 審査結果に基づき、町から通知を受けた者は提案内容を反映した仕様書について協議し、契約を締結する。

1 1 選定方法及び評価項目

(1) 町が設置する「御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、別紙「御代田駅周辺まちづくり基本構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル評価項目及び配点」の基準で総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として特定する。

1 2 辞退

参加申込後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。町が辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。辞退届の提出にあたっては、事前に「1 3 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

1.3 書類提出及び連絡先

御代田町役場 企画財政課 企画係（役場2階 13番窓口）

住 所：389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

電 話：0267-32-3112（直通）

FAX：0267-32-3929

E-mail：kikaku@town.miyota.lg.jp